

賃金引上げ支援パッケージ助成金説明会

(参加無料・オンライン・入退出自由)

滋賀労働局では、賃金の引上げ及び生産性向上に向けた設備投資等を支援するため「賃金引上げ支援助成金パッケージ」として特に利用を推奨する5つの助成金について、県内中小規模事業所向けに「ZOOMによるオンライン説明会(無料)」を開催いたします。昨年度も多く事業所が設備投資・機器等の購入の助成を受けられています。説明時間中の入退出は自由としておりますので、お気軽に下記より参加お申込みください!

こんな疑問を解決!

- ・助成金の種類が多く、どれを申請し、何をすればいいかわからない。
- ・滋賀県の最低賃金が上がるタイミングで賃上げしても利用できる?
- ・他社が導入している設備や機器ってどんなものがあるの?



第1回 R7. 6/18 (水) 13:30~15:30

第2回 R7. 6/26 (木) 13:30~15:30

説明内容

冒頭に説明会の趣旨説明をした後、以下の5つの助成金の内容、活用例、申請ポイント等をわかりやすく解説します。(裏面に①~③の概要を掲載しています)

- ① 13:30~14:00 業務改善助成金**
☞賃上げ+設備投資
- ② 14:00~14:30 働き方改革推進支援助成金**
☞労働時間削減等の取組+賃上げ加算+設備投資等
- ③ 14:30~15:00 キャリアアップ助成金 賃金規定等改定コース**
☞非正規労働者の賃上げ
- ④ 15:00~15:20 人材開発支援助成金**
☞職業訓練+経費助成+訓練終了後の賃上げ加算等
- ⑤ 15:20~15:30 人材確保等支援助成金 雇用管理制度・雇用環境整備助成コース**
☞雇用管理改善の取組(賃上げ加算)・作業負担を軽減する機器等

- ・第1回、2回ともに説明内容は同一です。
- ・定員(各回500名)に達し次第、申込みを締め切ります。
- ・ZOOMによるオンライン開催(無料)です。申込みにはオンラインによるセミナー利用規約への同意、参加当日は申込後に付与されるID(パスコード)の入力が必要となります。
- ・当日の運営状況により説明時間が若干前後することがございます。時間に余裕を持ってご入室ください。

↓↓お申込みはこちら↓↓

下記URL又は右の二次元コードから滋賀労働局ホームページにアクセスいただき、「賃金引上げ支援パッケージ 助成金説明会」からお申込みください。

<https://jsite.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/material.html>



【お問合せ先】〒520-0806 大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎4F
滋賀労働局 雇用環境・均等室 TEL: 077-523-1190

賃金引き上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています



賃金引き上げ支援パッケージの助成金のうち3種類の助成金を掲載しています。その他の助成金等の支援策の詳細はこちらのHPをチェックしてください！

支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP

「賃上げ」支援助成金パッケージ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/package_00007.html



1 業務改善助成金

詳しくは、滋賀労働局 雇用環境・均等室 077-523-1190

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業**に、その費用の一部を助成します。中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象(※)です。

※申請前の賃金引き上げ、交付決定前の設備投資は対象となりません。

活用例

30人の事業場で、事業場内最低賃金労働者5人の時給を45円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30～130万円
45円コース	45～180万円
60円コース	60～300万円
90円コース	90～600万円



活用のポイント

賃上げ + 設備投資

- ・賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- ・中小企業が利用可能
- ・助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

2 キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

詳しくは、滋賀労働局 職業対策課 助成金コーナー 077-526-8251

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例

中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、65万円が支給されます。

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額(1人当たり)
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)



活用のポイント

非正規雇用労働者の賃上げ

- ・賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- ・中小企業、大企業どちらも利用可能
- ・原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- ・改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

(※)括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

3 働き方改革推進支援助成金

詳しくは、滋賀労働局 雇用環境・均等室 077-523-1190

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例

建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

コース区分	助成上限額	
	基本部分	賃上げ加算
業種別課題対応コース(※1)	25～550万円	
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～200万円	6～360万円(※2)
勤務間インターバル導入コース	50～120万円	



活用のポイント

労働時間削減等の取組

(賃上げ) + 設備投資等

- ・労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- ・中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- ・助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

(※1)建設業の場合

(※2)労働者数30人以下の場合は倍額を加算

(※3)別途団体向けのコースあり(助成上限額1,000万円)